

千早赤阪村子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本村における若年夫婦世帯及び子育て世帯の定住の促進を図ることを目的に、自ら居住するために村内に住宅を建設し、又は購入する費用に対して、予算の範囲内において交付する千早赤阪村子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金（以下「補助金」という。）について、千早赤阪村補助金交付規則（平成17年千早赤阪村規則第3号。以下「交付規則」という。）及び千早赤阪村村税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成29年千早赤阪村規則第24号。以下「交付制限規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 夫婦 戸籍法（昭和22年法律第224号）第74条の規定による婚姻の届出（以下「婚姻の届出」という。）をしている男女をいう。
- (2) 若年夫婦世帯 補助金の申請の日（以下「申請日」という。）において、婚姻の届出をしており、かつ、夫婦のいずれもが満40歳未満である世帯をいう。ただし、次号の規定に該当する世帯を除く。
- (3) 子育て世帯 次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 申請日において、補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）又はその配偶者が18歳到達年度の末日までの子（以下「18歳以下の子」という。）を扶養し、かつ、同居している世帯
 - イ 申請日において、申請者又はその配偶者が妊娠（母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条に規定する妊娠の届出をしたものに限る。）している世帯
- (4) 建物表題登記 不動産登記法（平成16年法律第123号）第27条及び第44条で定める登記事項を登記した建物の表題部の登記をいう。
- (5) 所有権保存登記 不動産登記法第59条で定める登記事項を登記した建物の所有部の登記であり、当該建物に関し、初めてされる所有権の登記をいう。
- (6) 定住 永く住むことを前提に村内に住所を有し、かつ、生活の本拠を千

早赤阪村に置くことをいう。

- (7) 新築 新たに住宅を建築すること（既存建物を除却し、同一敷地内に新たに住宅を建築する場合を含む。）をいう。
- (8) 建売住宅 売主（事業者）が決めた仕様で建築した建物とその土地と一緒に販売する建物のことをいう。
- (9) 併用住宅 居住部分と居住以外の部分を併せ持つ住宅のうち、居住以外の部分の床面積が 50 平方メートル未満であり、かつ、延床面積の 50 パーセント未満であるものをいう。
- (10) 中古住宅 過去に居住用に供されたことがある物件、又は所有権保存登記に記載された所有者（ただし、所有権保存登記がない場合は、建物表題登記に記載された所有者）（以下「所有者」という。）と申請者が異なる物件をいう。ただし、所有者が建売住宅などを販売する事業者の場合は、過去に居住用に供されたことがある物件又は当該建物について、初めて権利移転により権利者となった者と申請者が異なる物件をいう。
- (11) 住宅 村内において、自らが居住するための一戸建ての住宅（新築、建売住宅、及び併用住宅）のことをいう。ただし、中古住宅は除く。
- (12) 住宅取得額 住宅の建築又は購入に係る費用をいう。ただし、土地の取得にかかる費用、外構工事費用、仮居住等の使用に要する費用、家具・家電製品等の購入費用は除く。
- (13) 購入 建売住宅を購入することをいう。
- (14) 住宅取得 住宅の建築又は購入により引渡しを受けること（千早赤阪村がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱（平成 30 年千早赤阪村要綱第 3 号。以下「危険住宅移転事業補助金交付要綱」という。）又は公共工事に伴う移転補償により引渡しを受ける場合、並びに引渡しを受ける住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び住宅取得にかかる関係法令に違反している場合を除く。）をいう。
- (15) 転入者 平成 30 年 4 月 1 日以後に、本村以外の市区町村から転出し、本村において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項に規定する住民基本台帳に記録（以下「住民登録」という。）した世帯をいう。
- (16) 村内間移住者 平成 30 年 4 月 1 日以後に、本村内の前住所地から当該

住宅のある住所地に住民登録した世帯をいう。

(補助金の交付)

第3条 村長は、第1条の目的を達成するため、この要綱に基づく補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の額)

第4条 前条に規定する補助金の額は、100万円とする。

(補助対象世帯及び補助対象住宅)

第5条 補助対象世帯は、転入者又は村内間移住者のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する世帯

ア 若年夫婦世帯。ただし、申請者となりうる者は、当該若年夫婦世帯の夫婦のいずれかのみとする。

イ 子育て世帯。ただし、申請者となりうる者は、第2条第3号アの場合は、18歳以下の子を扶養している者又はその配偶者のいずれかのみとし、同号イの場合は、妊娠している者又はその夫のいずれかのみとする。

(2) 申請者は、住宅の所有者であり、かつ、当該住宅の所有権を登記していること。ただし、共有している住宅の場合は、当該住宅に係る持分の割合が2分の1以上の者（同一の持分割合の者が複数の場合は、その代表者）であること。

(3) 所有権を登記した日から1年以内であること。

(4) 当該住宅のある住所地に住民登録した日から3箇月以内であること。

(5) 平成30年4月1日以後、申請日まで、住宅取得を行っていること。

(6) 5年以上継続して本村に定住する意思があること。

(7) 当該住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、又は貸転し、若しくは使用権を譲渡しないこと。

(8) 転入者の場合、申請者及び同居世帯員全員が前住所地の市区町村税（住民税、固定資産税、軽自動車税）について、滞納がない世帯であること。

(9) 村内間移住者の場合、申請者及び同居世帯員全員が交付制限規則で定める村税等の滞納その他本村に対する債務の不履行がない世帯であること。

2 補助対象住宅は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する住宅とする。

- (1) 住宅取得額が消費税別価格 1,000 万円以上であること。
 - (2) 住宅の建物表題登記に係る新築登記の日から 1 年以内であること。
 - (3) 中古住宅でないこと。
 - (4) 危険住宅移転事業補助金交付要綱に定める補助金の交付を受けた住宅でないこと。
 - (5) 公共工事に伴う移転補償により建築した住宅でないこと。
 - (6) 建築基準法及び住宅取得にかかる関係法令に違反している住宅でないこと。
 - (7) この要綱による補助金の交付を過去に受けていない住宅であること。
- (補助金交付の申請)

第 6 条 申請者は、千早赤阪村子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して、村長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第 2 号）
 - (2) 住宅の位置図及び各階平面図
 - (3) 住宅の登記事項証明書（発行日から 1 箇月以内のものに限る。）
 - (4) 申請者及び同居世帯全員の続柄が記載された住民票の写し（発行日から 1 箇月以内のものに限る。）
 - (5) 申請者が第 2 条第 3 号イに規定する世帯の場合は、母子健康手帳の写し
 - (6) 申請者が転入者の場合は、申請者及び同居世帯員のうち納税義務のある者全員の前住所地の直近の市区町村税（住民税、固定資産税、軽自動車税）納税証明書（発行日から 1 箇月以内のものに限る。）
 - (7) 申請者が村内間移住者の場合は、申請者及び同居世帯員のうち納税義務のある者全員の交付制限規則第 4 条第 2 項に規定する納付証明書等
 - (8) 工事請負契約書又は売買契約書等の写し
 - (9) 当該住宅の四方向からの外観写真
 - (10) その他村長が必要と認める書類
- (交付決定等)

第 7 条 村長は、前条の規定による申請書等の提出により、交付規則第 15 条に規定する実績報告があったものとみなす。

2 村長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該交付申

請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定をし、申請者に対し、千早赤阪村子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、その理由を付して、千早赤阪村子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

4 村長は、第2項の通知により、交付規則第11条第1項に規定する額の確定通知をしたものとみなす。

（補助金の請求）

第8条 前条第2項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、交付決定の日から30日以内に千早赤阪村子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金交付請求書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（交付）

第9条 村長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第10条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、千早赤阪村子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金取消通知書（様式第6号）により、当該補助金を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) その他村長が取消しが相当と認める事由があったとき。

2 村長は、前項の規定により補助金を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、千早赤阪村子育て世帯等新築マイホーム取得費用補助金返還命令書（様式第7号）により補助金の返還を命ずることができる。

3 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、村長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

（暴力団の排除）

第11条 この要綱の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、

当該補助金の補助対象世帯としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この条において「暴力団員」という。）又は千早赤阪村暴力団排除条例（平成25年千早赤阪村条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者
- (2) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (5) 交付決定者が当該引っ越し作業の契約にあたり、その相手方が第1号から第4号までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。